令和８年度春野商工会伴走型小規模事業者支援推進事業

イオンモール高知商談販売会　「第２回　出張！春野商店街」出展要項

イベント名	第２回　出張！春野商店街
主催	春野商工会
開催に至る経緯と開催目的	当会は第２期経営発達支援計画で、地域ブランドの構築と製造製品の地産外商支援、６次産業化された商品のブランド化の探求。地域内で製造された製品の国外・県外への地産外商に取組むことを目標としている。 また、観光関連の地域内小規模事業者情報の発信として地域内の観光資源に関連する地域内小規模事業者情報について、需要開拓を目指しマスメディア、関係機関を通じ情報発信に努めることも目標としている。 令和７年度は、BtoC での取引を主とする事業者の県内外への販路開拓及び地域内小規模事業者情報の発信と、春野全体を１つの商店街としてイメージする広域的な客導線の確立を目指して、商談販売会「出張！春野商店街」を開催した。定量的な成果としては、来場数は概ね目標を達成したものの、１事業者あたりの売上高で、特に物品販売事業者が目標に対し未達となり、反省点を残した。 上記を踏まえた本事業の令和８年度開催目的は、主に物品販売事業者の販路開拓を支援するべく、屋内施設にて商談販売会を実施する。
開催場所	イオンモール高知（高知市秦南町 1-4-8）　セントラルコート
開催日時	**令和８年 12 月５日（土）・６日（日）** **商談・販売時間：両日とも 10 時～18 時** **※原則途中入場、途中退出はできません** ※搬入可能時間は８時～10 時（途中の商品補充は可能）、搬出可能時間 18 時以降（大きなものは 21 時以降）です。
出展料	無料
募集事業者数	**10 事業者** ※応募多数の場合は選考があります。 ※両日とも出展いただける方が原則となりますが、枠がある場合は１日のみの出展も可能です。お申込みいただいた後、選考後に出展可否を回答します。
販売または商談可能商品	①調理を伴う飲食品 イオンモールのルールに基づき、催事場での調理が認められるのは、加温、小分け包装、簡易な調理などに限られます。火気を用いた揚げ物や焼き物はできません。 その場で調理する（個包装していない食品を持ち込む）場合は、食品に触れる方全員の**１ヶ月以内の検便検査報告書の写し**の提出が必要です。 検査機関は問いませんが、検体検査は５種類（赤痢菌・チフス・パラチフ

	ス・大腸菌・サルモネラ菌）の結果が必要です。 参考として一般社団法人高知県食品衛生協会で 1,100 円（税込）で検査可能です。 高知市保健所生活食品課が発行する「催事等において食品を提供する方へ」に記載されている内容を遵守ください。 ②包装済みの飲食品 弁当、惣菜、パン、スイーツ、冷凍食品などその場で調理がない包装済商品。 ※飲食店営業許可または食品製造許可を取得した場所で製造され、**パッケージまたはラベルに名称、原材料名（アレルゲン、添加物を含む）、内容量、消費期限または賞味期限、保存方法、製造者又は加工者を表示する**こと。 食品表示の詳細は、高知市保健所生活食品課が発行する「催事等において食品を提供する方へ」に記載されている内容をご覧の上、高知市保健所　生活食品課　食品保健担当（電話　：088-822-0588）にお問い合わせください。 ③農産物 「高知県産」「高知市産」など産地表示が必要です。 ④物品（雑貨、装飾品、衣服、花卉など） イオンモールのルールに基づき、市販品は販売できません。 アンティーク品など大衆的な製品でなければ販売できる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。 古物商許可が必要な商品を販売する際には古物商許可の提示が必要です。 ⑤サービス イオンモール内既設店にて提供しているサービスは販売できません。ただし、販売を伴わない体験メニュー等の提供は可能です。 販売できる例：耳つぼジュエリー、ヘアメイク体験 販売できない例：ハンドマッサージ、ネイル、有料のヘアメイク 詳細はお問い合わせください。 ⑥会社紹介 その場での販売を伴わない自社の紹介、製品紹介など 例：飲食店、工務店、自動車販売修理店 ※いずれの商品の販売・商談も事業として販売している商品・サービスに限ります。 ※複数商品の販売・商談も可能です。

設備	＜電気＞ ・電気を使用される方は 100V コンセントにて対応できる電気製品に限り、会場の電源が使用できます。出展者の費用負担はありません。器具名、メーカー、使用電力を出展申込書にてご記載ください。 ・発電機の持込はできません。 ＜水道＞ 出展・販売用の水道は使用できません。 ＜ガス等の火気類＞ 使用できません。 ＜テーブル＞ 出展者用にテーブル（幅 1,500mm×奥行 450mm×高さ 900mm）２台をイオンモールより借用します。出展者の費用負担はありません。足りない場合は、各自でご用意ください。 但し、イオンモール内の他の催事との兼ね合いで数量が減る場合がありますので、その際は別途ご連絡します。 ＜椅子＞ 出展者用に椅子４脚をイオンモールより借用します。出展者の費用負担はありません。足りない場合は、各自でご用意ください。 但し、イオンモール内の他の催事との兼ね合いで数量が減る場合がありますので、その際は別途ご連絡します。 ＜音響＞ 簡単なアナウンスとＢＧＭのため音響設備を主催者にて使用します。他の出店者の妨げとなる場合がありますので、各自の音響持込はご遠慮ください。
店舗有無 出展経験	出展申込書に来店型店舗の有無、これまでの出展経験等について、ご記入ください。
出展目的	出展申込書に本事業に出展する目的を選択・ご記入ください。
参加要件	**管内で商工業を営んでおり、経営支援機関（商工会を含む）から概ね３年以内に下記①～⑤いずれかの経営指導を受けたことがある小規模事業者** ※小規模事業者は、常時使用する従業員数が製造業・その他は従業員数 20 人以下、商業・サービス業は従業員数５人以下の事業者が該当します。 ①事業計画策定指導 ②デジタルツール（HP、SNS、Google ビジネスプロフィール、EC サイト、WEB 広告、生成ＡＩ等）活用の指導 ③令和７年度春野商工会伴走型小規模事業者支援推進事業　おまち多目的広場商談販売会「出張！春野商店街」出展者 ④その他の販路開拓指導 ⑤上記に準ずる指導を受講済みまたは受講予定の事業者

	※春野商工会以外の支援機関で指導を受けている場合は、確認のため事業計画書・受講証明書・講義資料等をご提出ください。
設営、撤収作業	テーブル・椅子等の会場設営・撤収作業のため、出展１事業者につき１名以上、下記の作業にご参加ください。 ・12 月５日（土） 設営作業　８時集合～10 時まで ・12 月６日（日） 撤収作業　１８時～20 時頃まで
申込方法 提出書類 提出期限	下記書類を、春野商工会まで郵送または持参してください。 様式第１号出展申込書及び様式第５号誓約書以外は、FAX・メール等での提出で結構です。 各様式は春野商工会ホームページよりダウンロードできます。 ＜提出期限：令和８年 10 月 13 日（火）17 時まで＞ ①様式第１号　出展申込書 原本提出が必要です。 ②事業計画書・受講証明書・講義資料等の写し 春野商工会以外の支援機関での受講実績（参加要件）を提示した事業者のみ必要です。 ③飲食店営業許可証・菓子製造許可証・営業許可証（屋台）・古物商許可証などの写し 該当する事業者のみ必要です。 ④チラシに掲載する商品または事業所の画像データ ⑤様式第２号　本人確認書類 運転免許証等の顔写真付きの本人確認書類を添付ください。 春野商工会会員は不要です。 ⑥様式第３号　販売予定報告書 販売または商談予定の商品・サービスをご記入ください。 ⑦様式第４号　提供食品届出書 飲食品を販売される出展者のみ必要です。農産物は不要です。 ⑧（イオンモール様式）食品を取り扱う催事　事前確認書 調理を伴う飲食品を販売される出展者のみ必要です。 記入例を参照し、E 欄及びＦ欄をご記入ください。 ⑨（イオンモール様式）食品を取り扱う催事　販売商品リスト 調理を伴う飲食品、包装済みの飲食品、農産物を販売される出展者は必要です。記入例を参照してください。 ＜提出期限：令和８年１０月 27 日（火）17 時まで＞

	※出展申込書を提出済みであっても、下記⑩～⑪の書類が期日までに提出が無かった場合は、申込はキャンセルとなりますのでご注意ください。 ⑩<u>様式第５号　誓約書</u> 　責任者及び当日参加するスタッフの氏名・生年月日・住所・電話番号をご記載ください。記載のない方の当日参加はできません。 　原本提出が必要です。 ⑪<u>令和７年度（令和７年４月～令和８年３月）に決算をむかえた会計年度の決算書（白色申告の方は、収支内訳書）の写し</u> ＜提出期限：令和８年11月24日（火）17時まで＞ ※出展申込書を提出済みであっても、下記⑫の書類が期日までに提出が無かった場合は、調理を伴う飲食品の販売はできませんのでご注意ください。 ⑫<u>検便検査報告書の写し</u> 　調理を伴う飲食品を販売される出展者のみ必要です。 ＜提出期限：令和8年12月11日（金）17時まで＞ ⑬<u>様式第６号　需要動向調査</u> 　ご来店いただいたお客様に５件以上ヒアリング調査をしてください。 ⑭<u>様式第７号　販売実績報告書</u> 　催事当日の各商品(サービス)の販売数・販売額をご報告ください。 ⑮<u>様式第８号　出展報告書</u> 　需要の開拓状況、出展目的の達成状況、反省等をご報告ください。 ＜提出期限：決算・確定申告後、２ヶ月以内に提出＞ ⑯<u>令和８年度（令和８年４月～令和９年３月）に決算をむかえる会計年度の決算書（白色申告の方は、収支内訳書）の写し</u>
出展者説明会	出展が決定した事業者は出展者説明会にご参加ください。下記のいずれか都合の良い日を出展申込書にご記載ください。 なお、説明会参加日は申込後に変更になっても構いません。 <u>１回目　令和８年11月16日（月）15時より</u> <u>２回目　令和８年11月17日（火）18時より</u> ※出展者説明会にご出席いただけない場合は、出展取消となる場合がございますのでご注意ください。出展者説明会へのご出席は、原則事業所の代表者とさせていただきますが、代表者のご都合がつかない場合は、代理人のご出席を可能とします。その際は、代表者に代わって本事業に責任を持って対応いただける方を選任ください。
チラシ・看板等への掲載	・販路開拓支援のため、<u>「画像１点」「紹介文40～60字程度」</u>をチラシ裏面に掲載し、催事当日は出展者一覧を会場で標記します。

	・申込書に記入のうえ「春野商工会公式 LINE」もしくはメールにて画像をご提出ください。提出された内容を基に事業者紹介・商品紹介を掲載しますが、事務局にて編集する場合があります。 ・過年度、春野商工会及び内部団体にて開催した「はるっこまつり」「出張！春野商店街」「プチっとはるのマルシェ」で使用した画像と同一でも構いません。
雨天・ 悪天候時	・雨天時もイオンモール高知が開館していれば開催します。天候不良を理由とした<u>出展キャンセルはできません</u>。 ・警報発令等安全な開催が難しいと主催者が判断した場合は、中止の可能性があります。その際の仕入れ経費等の損失については補償できません。
注意事項	・配置は主催者にて決定しますので、ご希望は承れません。 ・各事業所で発生するゴミは各自でお持ち帰りください。 ・搬入搬出口、運搬方法、駐車場、休憩室・更衣室の使用等について、イオンモールの使用ルールに従っていただきます。詳細は出展者説明会にてご説明します。 ・商品の運搬・陳列等に係る経費は各自のご負担となります。 ・警備員等の配置はありません。夜間・早朝の商品の管理は、お持ち帰りいただくなど各自で管理をお願いします。 ・出展要項に記載された内容を遵守できなかった場合もしくは出店申込書に虚偽があった場合は、直ちに出店許可を取り消し、今後当該事業へご参加いただけません。
開催周知方法 （参考）	・高知新聞へのチラシ折込（高知市全域 11 月下旬予定） ・高知旅ネットへの掲載（11 月下旬予定） ・イオンモール高知ホームページのイベントニュース
選考方法	応募者多数の場合は、下記選考方法に基づき選考します。 ①伴走型小規模事業者支援推進事業イオンモール高知商談販売会の参加要件を満たす事業者の中から、趣旨により適合し、伴走型支援が必要な事業者に優先的にご出展いただきます。 ②出展者数に空きがある場合も、過年度、商談販売会を含む伴走型小規模事業者支援推進事業にて、提出書類の不備または遅延がある、または直前のキャンセルがある事業者はご遠慮いただく場合があります。
選考結果通知	選考結果は、令和 8 年 10 月 20 日（火）までにご連絡いたします。
お問合せ先	春野商工会　（主担当：大畠　副担当：坂本） 住所：高知市春野町西分 55 番地 電話：088-894-2146　FAX：088-894-2461 Mail：haruno@kochi-shokokai.jp